

奈良県告示第四百二十五号

奈良県北部農業振興事務所において使用する知事印を次のとおり新調し、令和三年四月一日から使用する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 印影



注 縦 27 ミリメートル
横 27 ミリメートル

二 使用範囲

- 1 北部農業振興事務所が所掌する公有財産及び農業農村整備事業に必要な土地に関する登記の嘱託
- 2 農道及び農業用水路の境界確定に関すること。
- 3 地図訂正に関すること。
- 4 必要がある場合において所轄警察署と協議の上通行の制限又は禁止をすること。